令和元年度 第2回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年12月26日(木) 14:00~15:25
- 2 開催場所 習志野市役所 市庁舎GF(グランドフロア) 会議室ABC
- 3 出席者

【委員】 荒原 ちえみ 委員、小川 利枝子 委員、金子 敏和 委員、 国枝 譲二委員、久保木 俊光 委員、小林 惠子 委員、小林 智 委員、 田島 和憲 委員、細川 淑以 委員、森田 高広 委員、 柳 賢一 委員

以上11名〈五十音順〉

【事務局】 習志野市長 宮本 泰介、協働経済部部長 片岡 利江、 協働経済部次長 根本 勇一

[国保年金課]

国保年金課長 永田 悦朗、協働経済部主幹 宮崎 宗長、調整係長 上野 智子、国民健康保険係長 角田 暁子、副主査 三橋 香織、副主査 今井 恵司、主事 日暮 芽衣、主事 齋木 若菜、

[健康支援課]

健康福祉部主幹 児玉 紀久子健康福祉部主幹 相原 由美子

〈記録:国保年金課 主事 齋木 若菜〉

- 4 議 題 報告
 - (1) 令和2年度国保事業費納付金の算定状況について
- 5 そ の 他 その他(事務連絡等)
- 6 会議資料 報告内容に関する資料 ※別添資料
 - (1)平成30年度国民健康保険特別会計決算について

事務局より

- ・根本次長(市)より
 - 〇本協議会の設置根拠、委員定数
 - ○委員名簿を、ホームページで公表することを説明した。
- ・根本次長(市)より委員全員の紹介をした。
- ・片岡部長(市)より事務局職員の紹介をした。

開会

- ・根本次長(市)より会議が開会され、
 - ○本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 〇本日の運営協議会は原則公開だが、審議内容により公開・非公開の判断が必要になった際は、改めて審議すること
- 〇傍聴希望者については、定員に達するまでは入場を許可すること が確認された。

会長の選出

- ・習志野市国民健康保険規則第6条の規定により、会長は公益を代表する 委員4名の中から選出し、その選出方法は委員の選挙による旨を説明し、各委員の意見を求め、指名推薦となり会長には小川利枝子委員が選出された。
- 会長選出後、議事進行を小川会長に引き継いだ。

副会長の選出

•習志野市国民健康保険規則第6条の規定により、副会長は、公益を代表する 委員4名 の中から選出し、その選出方法は委員の選挙による旨を説明し、各委員の意見を求め、 会長に一任となり副会長に荒原ちえみ委員が選出された。

会議録の作成等

会議録については要点筆記とし、ホームページ及び情報公開コーナーで公開する。

報告事項

・会長の指示により、永田課長(市)が報告(1)について、資料に基づきスクリーンにて説明した。内容は次のとおり。

報告(1)令和2年度国保事業費納付金の算定状況について

〇平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、都道府県に対して市町村が納付金を納める納付金制度が導入された。令和2年度分の国保事業費納付金算定状況について、仮係数に基づく試算結果が示されたので、説明していきたい。確定後の状況につ

いては、1月の運営協議会でお知らせする予定である。

- 〇国保事業費納付金は、千葉県国民健康保険運営方針に基づき算定を行い、県が県内 全体の国保運営に必要な費用を積算し、市町村ごとの納付金額を決定する。その際 に標準保険料率を市町村に提示し、市町村は徴収した保険料等を財源として納付金 を支払うこととなる。
- 〇都道府県化による保険料の急激な負担増を避けるため、激変緩和措置が導入されている。平成30年度から令和5年度までの6年間の措置で、1人あたり保険料を比べ、伸び率が一定割合を超える場合、納付金の金額を抑えられる。激変緩和措置の経過にあわせて、保険料を徐々に引き上げていかなければならないことが想定される。
- 〇標準保険料率とは、県が納付金を納めるために算定するものであり、市町村は地域の 実情を考慮した上で、保険料率を決定する。市町村標準保険料率(市町村算定方式) が本市の実態に近いものとなっている。
- 〇市町村標準保険料率(市町村算定方式)は、納付金額から、当該市町村に交付されることが見込まれる財源を差し引き、保険給付費等交付金の対象とならない費用を加算し、保険料総額を標準的な収納率で割り戻し、保険料賦課総額を算出する。最後に、保険料賦課総額を、当該市町村が採用する賦課割合に基づき配分し、保険料率を算出する。
- 〇納付金と、標準保険料率の算定のスケジュールについては、国が仮係数を提示し、それに基づき県が11月頃に仮の納付金額を算定する。確定までの流れは、市町村に示される時期は1月となり、1月中旬に速報値が示され、下旬に確報値という流れである。
- 〇仮係数による試算結果は、医療分で、24億548万4千円、後期高齢者支援金分で、8 億6千762万6千円、介護納付金分で、3億2千625万8千円、合計、35億9千936 万8千円で、前年対比312万3千円、0.1%の増となっている。
- 〇被保険者数は減少傾向であり、令和2年度は、29,800人、前年比1,300人、4.2%の減を見込み、1人あたり納付金額を算出した結果、医療分8万721円、前年比3千362円、4.3%の増、後期高齢者支援金分2万9千115円、前年比685円、2.4%の増、介護納付金分3万4千875円、前年比2千471円、7.6%の増、合計、12万784円、前年比5千149円、4.5%の増となる。
- 〇令和2年度の予算を積算した結果、現時点では約1億4千万円程度の収支不足が見込まれる。現行の保険料率と、標準保険料率を比べると、標準保険料率の方が高い傾向が見られ、保険料の改定について、検討する必要がある。
- 〇令和2年度の保険料率の現時点での推計値だが、医療分の均等割は20,900円、3,500円の増、後期高齢者支援金分の均等割は12,200円、300円の増、介護納付金分の均等割は15,000円、1,900円の増となる。介護納付金分の所得割は2.2%、0.2ポイントの増となる。
- 〇改定を行った場合、1世帯あたりの年間保険料は、介護納付金なしの世帯では13万6 千427円で、3,813円、2.9%の増、介護納付金ありの世帯では16万9千45円で、

- 6,646円、4.1%の増となる。また、1人あたりの年間保険料は、介護納付金なしの方では9万2千797円で、2,592円、2.9%の増、介護納付金ありの方では12万1千562円で、5,090円、4.4%の増となる。
- ○介護納付金なしの世帯の内、所得100万円から300万円の世帯では、合わせて3,8 00円の増となるが、33万円以下及び50万円の世帯では、軽減措置のため引き上げ幅が小さくなっている。介護納付金ありの世帯では、介護納付金分は、所得割額も含めた改定となるので、所得の高い世帯ほど、影響額が大きくなる。
- 〇保険料の改定にあたって、本市の状況として、その他繰入を平成29年度決算までは、 継続的に実施していたが、平成30年度決算において、解消されている。なお、令和元 年度の当初予算では、約1億6千万円を計上しているが、前年度からの繰越金などに より、決算では0円となる見通しである。
- 〇その他繰入金は、原則としてOを維持したいと考えている。国においても、赤字補てん繰入金の有無が、保険者努力支援制度の評価対象とされることとなり、本市は、平成30年度決算で、赤字繰入を実施しなかったため、評価点数35点を獲得した。交付金の交付額への影響は、約360万円程度と見込んでいる。
- 〇まとめとしては、国保事業費納付金の算定結果は、前年比0.1%の増、1人あたりでは4.5%の増となった。その結果、約1億4千万円の収支不足が見込まれ、標準保険料率と、現行の保険料率にも、乖離が見られる状況である。国、県の意向も踏まえたなかで、保険料負担の急変とならない範囲で、保険料改定が必要だと考えている。今後は、令和2年1月に、国保事業費納付金が確定する予定なので、確定にあたって、再度検討を行いたいと考えている。

▽以上の説明に対し、質疑及び意見を求めた。

- 荒原 ちえみ 副会長:その他繰入金は解消すべきとのことだが、国民健康保険は社会保障であり、誰もが加入でき、医療が受けられるのが前提である。そこで、習志野市の状況を見ると、短期証や資格証などの滞納世帯もいる状況だが、この状況についてどう考えるか。
- 国保年金課長 永田 悦朗:その他繰入金については、国や千葉県の方針でも段階的に削減・解消をしていくというところだが、本市としては原則としてOを維持していきたいと考えている。被保険者の負担については、本市は条例の賦課割合で、所得割を比較的大きく設定しており、所得が低い方の負担は抑えている現状がある。
- 荒原 ちえみ 副会長:習志野市に短期証や資格証が交付されている滞納世帯がこれだけ いる中で、保険料の値上げをするというのは疑問である。前年度は一般会計からの繰り 入れをしなかったが、今までは行ってきたので、必要に応じてすべきではないか。
- 国保年金課長 永田 悦朗:その他繰入を行うかどうかについては、社会保険への加入者 が増えるという報道もある中で、費用負担と給付のバランスを取りつつ、保険料を見直し ていかなければならない。その他繰入は、国保未加入の方から徴収している税を国保

の費用に充てるということで、難しい状況になってきていると考えている。

- 荒原 ちえみ 副会長:国民皆保険制度であり、国民健康保険は社会保障制度である。これ だけ滞納者がいるのであれば一般会計からの繰り入れが必要だと思う。
 - また、保険者努力支援制度のインセンティブについて、ペナルティ対象にならない内容があるはずだが、その点についてうかがいたい。
- 国保年金課長 永田 悦朗:一般会計からの繰り入れでペナルティとなるのは、決算補てん を目的とした場合である。
- 荒原 ちえみ 副会長:均等割を軽減するための法定外繰入などは、ペナルティ対象にはならないと思う。均等割は国保にしかないので、均等割の値上げはもっと検討すべきであり、出来れば子どもの減免も検討すべきではないか。
- 国保年金課長 永田 悦朗:子どもにかかる均等割については、国の制度として整えるべき ものであり、これまでも全国市長会を通して国に要望を続けている。また、均等割につい ては、他の健康保険にはないというお話だったが、平等割と所得割のみになると、低所 得の方は恩恵があるかもしれないが、中間所得層には負担が増加するのではないかと いう懸念もある。
- 荒原 ちえみ 副会長:横浜市では、短期証を発行する方が高くつくので保険証を発行している。他の自治体の状況を把握し、習志野市の状況も検討していただきたい。
- 小林 惠子委員:国保の運営主体は県に移行し、市町村は、県が示したものに対して保険料を改定するということで、今後被保険者に対して、わかりやすい説明をしていただきたいと思う。また、何をすれば保険料が上がらないのか何か方法があれば教えていただきたい。
- 国保年金課長 永田 悦朗:保険料改定の市民への周知については、どういった形でお伝 えするのか丁寧に考えていきたい。
 - 医療費の適正化についての取り組みだが、3点ほど説明させていただきたい。
 - 1点目は保健事業についてだが、生活習慣病予防を目的とした特定健診や保健指導などを行っている。2点目はジェネリック医薬品の普及があげられる。本市ではデータヘルス計画を策定しており、現時点で既に普及目標を超えており、ジェネリック医薬品の普及が進んでいるといえる。
 - 3点目は医療費に係る制度の普及と点検についてだが、医療費通知を年2回送付しており、ご自身の医療機関にかかる頻度を見直していただいている。また、2次点検を行っており、医療費の削減につながるように取組みをしている。
- 小川 利枝子 会長:永田課長より3点ほど説明があったが、どのくらいの効果があったのかについて、わかりやすい説明をしていただきたい。
- 健康福祉部主幹 相原 由美子:特定健診の受診率の向上についてだが、AIを用いた未受

診者勧奨や年4回ほど集団検診に取り組み、29年度から2. 7ポイント上げることができた。

- 小川 利枝子 会長:2.7ポイントの改善は評価できると思うが、それが一体どのくらいなのか、わかりやすい説明が必要かと思う。習志野市ではどのくらいの目標を立て、現状がどうなっているのか、のわかりやすい説明、被保険者自身ががんばろうと思えるような取組も必要であり、医療費通知の中にそういうものを入れるというのも今後の検討事項としてほしい。
- 国保年金課長 永田 悦朗:ジェネリック医薬品の現状だが、データヘルス計画の目標値は 平成30年度に70%にすることを目標にしていたが、前倒しで目標を達成し、平成30年 に77. 1%となり、前年比でも5ポイント上昇している。ジェネリック医薬品の効果額につ いては、2千36万8千円程度の効果が認められている。また、レセプト点検についてだ が、手元に資料がないので、回答できない状況です。
- 小川 利枝子 会長:そういった数値の部分も説明に加えながらわかりやすい説明をしていただきたい。
- 荒原 ちえみ 副会長:ジェネリック医薬品の普及はよいと思うが、ジェネリックじゃないといけないという風潮も生まれてきているかと思うが、薬剤師である久保木委員にジェネリックについてのお話をいただければと思う。
- 久保木 俊光 委員:今のところ、ジェネリックに変えたことにより、大きな問題は起きていないと思う。しかし、患者の精神的効果というものもあるので、ジェネリックを拒否する方には先発品を出している。問題点としては、ジェネリックは色々なメーカーから出ているので、メーカーによって薬の効き方が多少違うということがあげられる。

▽質疑及び意見は以上となる。

閉会

小川会長より閉会が宣言された。